

10

その他の支援



 その他の支援

**保健センターは
土曜日も開庁しています！**



どこにあるの？



どんな相談ができるの？

- ・母子健康手帳の交付（妊婦健康診査費助成券の発行）
 - ・予防接種予診票交付
 - ・子育て相談
 - ・児童虐待DV相談
 - ・不妊治療費助成事業の申請
 - ・不育症治療費支援事業の申請
- 



開館時間

8:30 ~ 17:15

※土曜日もあります！（休日：日曜日、年末年始）

保健センター ☎ 0790-22-0560（内線 358～363）



その他の支援

ふくさきっこステーションってな～に？

(福岡町こども家庭センター)

妊娠期からすべての子どもとその家庭の包括的な支援を切れ目なく行なうところです。



どんなところ？

妊娠してから出産前後、子育て中の子どもとその家族を支援するところです。乳幼児健診や育児教室、個別相談をととして、保健師等の専門職が継続的に支援していきます。

発達や思春期に関する相談もお受けします。

開館時間

8:30 ~ 17:15

※土曜日もあります！

(休日：日曜日、年末年始)

福岡町
保健センター内
にあるよ！



こんなサービスをしているんだ

妊娠前	妊娠期	出産	産後	乳幼児期	学童期	思春期 青年期
普及啓発	妊娠・出産・子育てに関する相談、教室			栄養や運動、思春期教育など健康づくりに関する教室		
妊娠相談	妊婦健診費助成	産後ケア事業		乳幼児健診	発達障害・不登校・ひきこもり ・こころのケア・児童虐待・DV ・ヤングケアラーに関する相談	
不妊治療費助成	妊婦訪問	新生児聴覚検査費助成	新生児訪問	赤ちゃん訪問		
	母親学級 両親学級		産婦健診費助成	予 防 接 種		



それぞれのライフステージに合わせた健康づくりを支援しています。
いつでもお気軽にご相談ください。



家庭自立相談

- ・支援の必要な子どもとそのご家庭を対象に、心理相談員による相談支援を行っています。
- ・発達が気になる、育て方、子どもへのかかわり方がわからない、登園・登校渋りがあり心配な家庭の訪問も行います。
- ・発達障害、家庭内暴力、不登校、ひきこもりなど。進路先の相談もお受けします。
- ・子どもやそのご家族に寄り添い、ご家族の心身の健康と子どもの健やかな育ちをサポートします。

★ 月2回第1月曜日・第3木曜日（予約制）★

※保健師が随時、相談をお受けしています。

お気軽にお電話ください。

養育支援訪問

お母さんの心身の体調不良や育児ストレス、児童虐待リスクの高い家庭など、継続的な訪問が必要な場合に保健師等が家庭訪問し、お母さんの心身のケアや育児支援を行います。

【対象】 18歳未満の子どものお母さん

【手続きの流れ】

- ・まず電話で相談いただき、保健師が訪問等により状況確認を行います。
- ・所定の申請用紙に記入いただき、ふくさきっこステーション（保健センター）へ提出していただきます。
- ・利用決定しましたら、訪問日を調整し、利用開始となります。

その他の支援

不妊治療費助成事業

一般不妊治療・特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します。



どんな制度？

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成します。



どんな人が対象となるの？

次の条件を満たす方

- (1) 婚姻をしている夫婦（事実婚も含む）であり、一般不妊治療又は特定不妊治療を行った期間及び申請日に、夫婦のいずれもが福崎町内に住所があること。
- (2) 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。
- (3) 医療保険各法のいずれかの医療保険に加入していること。
- (4) 一般不妊治療又は特定不妊治療に要する費用について、他の自治体から助成を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方又はいずれか一方が町税等町の徴収金を滞納していないこと。



助成される金額

区 分	助成回数	助成内容
①一般不妊治療 ・不妊検査 ・一般不妊治療（タイミング法、人工授精）	・1年度1回限り	・不妊検査、一般不妊治療で医師が認めたもの ・自己負担額の1/2、1年度上限5万円
②特定不妊治療 ・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊手術 ・先進医療（保険診療との併用が認められている治療）	・妻の年齢が40歳未満：1子につき最大6回まで ・妻の年齢が40歳以上43歳未満：1子につき最大3回まで ・男性の年齢制限なし	・保険適用が認められている治療 ・保険診療との併用が認められている先進医療 ・自己負担額の1/2、治療1回上限10万円

助成対象

医療保険7割	自己負担3割 高額医療費	先進医療 （全額自己負担）
--------	-----------------	------------------

手続きに必要なもの

- 一般 / 特定不妊治療受診等証明書（担当医の署名が必要となります）
- 本人負担額を確認することができる領収書等の写し
- 院外処方がある場合のみ、院外薬局が発行する領収書の写し
- 健康保険証等の写し（夫婦2人分）
- 福崎町内に住所を有し法律上の婚姻をしている者又は事実婚をしている者であることを証明する書類（事実婚の場合、一度申請した場合は次回から省略することができます）
- 振込口座のわかるもの

申請時期

【一般不妊治療】

1月から12月までの診療分について、同年4月1日から翌年3月31日までの間に、一般不妊治療費助成事業申請書兼請求書に必要書類を添えて申請してください。

【特定不妊治療】

治療が終了した日から3か月以内又は治療の終了した日の属する年度内のいずれか遅い日までに、特定不妊治療費助成事業申請書兼請求書に必要書類を添えて申請してください。申請はいずれも保健センター窓口へお越しください。

手続きの流れ

治療が終了したら

必要なものを持参し、保健センターで申請の手続きをしましょう。



申請後 1 か月程度で振込口座に振り込みます



ポイント!

不妊治療の区分により助成の金額、回数、申請時期が異なります。

【助成の対象となる治療区分】

※特定不妊治療のみ

- A: 新鮮胚移植を実施
- B: 凍結胚移植を実施
- C: 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
- D: 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E: 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精などにより中止
- F: 採卵したが卵が得られない、または状態の良い卵が得られないため終了

申請に関するお問い合わせ先

ふくさきっこステーション（保健センター）保健係 ☎ 0790-22-0560（内線：361・363）

その他の支援

不育症治療費助成



不育症って？

妊娠はするけれど、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返し、結果的に子どもをもてない状態を不育症といいます。



どんな制度？

下記の要件をすべて満たす方が助成対象者となります。

- ・医療機関で不育症と診断され、治療開始期間の初日に43歳未満の女性
- ・不育症の治療を受けていた期間に福崎町内に住所のある婚姻をしている夫婦
- ・不育症の治療費等について、他市町から同様の助成を受けていないこと

助成額

不育症の治療費等に要した保険適用外の医療費の2分の1

助成回数

1年度に1回（通算助成回数の制限はありません）

申請期限

治療を始めた年度の3月末

手続きに必要なもの

- 不育症治療支援事業申請書
 - 不育症治療支援事業受診証明書
 - 不育症治療支援事業受診証明書（薬局用）
 - 領収書のコピー
- ※申請書・証明書はホームページから入手できます。

手続きの流れ

① 治療前

指定医療機関を兵庫県のホームページ等で確認しましょう。



② 申請

必要なものを持参し、ふくさきっこステーション（保健センター）で申請の手続きをしましょう。

③ 申請後 1 か月程度で振込口座に振り込みます

治療区分について

助成対象の検査と治療		
一次スクリーニング	抗リン脂質抗体	抗カルジオリピンβ2 グルコプロテイン 1 複合体抗体 抗カルジオリピン IgG 抗体 抗カルジオリピン IgM 抗体 ループスアンチコアグラント
	夫婦染色体検査	
選択的検査	抗リン脂質抗体	抗 PEIgG 抗体 抗 PEIgM 抗体
	凝固因子検査	第7因子活性 プロテイン S 活性もしくはプロテイン S 抗原 プロテイン C 活性もしくはプロテイン C 抗原 APTT（活性化トロンボプラスチン時間）
治療	低容量アスピリン療法 ヘパリン療法（ヘパリン在宅自己注射療法を含む）	



その他の支援

就学援助制度ってな～に？

～ 学校で必要となる経費の一部を援助費として支給する制度です ～



就学援助制度とは？

経済的な理由により、お子さまの就学に必要な経費負担が大きい小学校及び中学校に就学する児童・生徒の保護者に対して、必要となる経費の一部を援助費として支給する制度です（学校の集金をすべて免除するものではありません）。



どんな人が対象となるの？

次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている。
- 前年中の家族全員の所得控除後の額の合計額が認定基準額以下の場合

申請にあたり次の要件のすべてを満たす方

- 家族のうち、働いている方全員が所得を申告している。（被扶養者・パート等含む）
- 就学援助認定のため、福崎町保有の住民基本台帳及び所得に関する情報の利用に同意している。（申請書への署名）

※生活保護を利用されている方は、生活保護費との関係上、就学援助費の支給対象費目が限られています。
（福崎町では、修学旅行費と医療費が対象費目となります。）

就学援助の認定基準額（目安）

〈所得基準の参考例〉

家族構成 (小は小学生)	家族全員の所得控除後の額の合計額（持家）	家族全員の所得控除後の額の合計額（借家）
2人 (母・小)	179万円前後	235万円前後
3人 (父・母・小)	200万円前後	260万円前後
3人 (母・小2人)	248万円前後	308万円前後
4人 (父・母・小2人)	253万円前後	313万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、認定基準額（目安）は変更される場合があります。

申請に必要なもの

- 就学援助費交付申請書
- 所得証明書
(1月2日以降に福崎町に転入してこられた方)
- 口座振込申請書（初めて申請される方は、振込通帳の見開きページのコピーを添付してください。）

所得控除後の額 - 計算方法 -

家族内で収入がある方の給与所得の源泉徴収票、確定申告書から次のとおり金額を計算し、全員分を足して目安額を算出してください。

・源泉徴収票の場合

「給与所得控除後の金額」－「所得控除の額の合計額」

・確定申告書の場合

「所得金額等」－「所得から差し引かれる金額」

※ 源泉徴収票、確定申告書に記載された各控除の額は、所得税算出時の控除額です。

※ 就学援助の認定には、住民税算出時の控除額で計算します。

※ 所得控除には、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、基礎控除等があります。

所得証明書類について

該当するすべての書類を添付してください。

① 1月1日現在、福崎町に住所があった方

所得に関する書類は不要です。ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告をされていない場合は、申告のうえ、控え（コピー可）を提出してください。

② 1月1日現在、福崎町に住所がなかった方

(1月2日以降の転入者等)

- 給与所得があった方 源泉徴収票（コピー可）
- 事業所得があった方 所得税の確定申告の控え
(税務署で確定申告した際に発行されたもの)（コピー可）
- 年金所得のあった方 源泉徴収票（コピー可）
- 所得がなかった方 1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。

就学援助の申請先等

申請書は年度当初に学校から配布されます。それ以外の時期に申請される場合は、学校又は教育委員会にお問い合わせください。

- 申請書は、毎年提出していただく必要があります。
- 兄弟姉妹が同じ小学校、中学校に通学している場合は1枚で申請してください。兄弟姉妹が別々の小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
- 4月分からの援助を希望される方は、4月中に申請してください。所得証明書等の発行日の都合で提出が間に合わない場合には、申請書のみ期限内に提出し、後日、所得証明書等

を提出してください。認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になり、6月中旬以降に学校を通じてお知らせします。

- ④ 当初申請の提出期限以降でも、随時申請することができます。認定の場合は、申請書を学校に提出された日が認定日となり、認定結果は、随時学校を通じてお知らせします。支給対象となる費目は、認定日以降の経費に限られます。
- ⑤ 申請書類の提出後に、世帯構成の変更や収入が増額となる訂正・修正申告を行った場合は、必ず学校又は教育委員会へ連絡してください。
- ⑥ 申請書に虚偽の記載をして認定された場合、支給した援助費は全額返還してもらうことになります。

就学援助の内容について

学用品費、新入学学用品費、学校給食費、修学旅行費等、それぞれ記載の援助費を支給します（支給額は令和6年度の金額。毎年変更になる場合があります）。なお、特に注意書きのない金額は年額です。

支給時期については、年度当初に認定された方は、1年に3回（7月、12月、3月）支給します。年度途中認定・年度途中転出者については、認定月からの月割額を支給します。

（小学校支給費目と支給額）

支給費目	支給額
学用品費等	年額 15,500円（1年生は13,230円）
新入学学用品費	年額 57,060円（小学校入学前未支給者）
学校給食費	実 費
修学旅行費	実 費（支給限度額 25,000円）
PTA会費	実 費（支給限度額 3,450円）
医 療 費	学校の健康診断で治療勧告を受けた学校病について医療券を発行
卒業アルバム代等費	実 費（支給限度額 11,000円）

（中学校支給費目と支給額）

支給費目	支給額
学用品費等	年額 27,310円（1年生は25,040円）
新入学学用品費	年額 63,000円（中学校入学前未支給者）
学校給食費	実 費
修学旅行費	実 費（支給限度額 64,000円）
PTA会費	実 費（支給限度額 4,260円）
生徒会費	実 費（支給限度額 5,550円）
クラブ活動費（第1学年のみ）	実 費（支給限度額 20,000円）
クラブ活動費（全学年）	実 費（支給限度額 10,150円）
医 療 費	学校の健康診断で治療勧告を受けた学校病について医療券を発行
卒業アルバム代等費	実 費（支給限度額 8,800円）
英語・漢字検定料費	実 費（検定ごとに 年1回）

※ 支給費目の「学用品費等」には、学用品費の他、通学用品費（第1学年を除く）、校外活動費（宿泊を伴わないもの）を含みます。

学校給食費及び医療費について

① 学校給食費

学校給食は、現物給付による援助を行い、実費相当額を福崎町が保護者に代わり納付します。ただし、認定決定までの間は一旦学校給食費をお支払いしていただく必要があります（認定決定後、納付済みの学校給食費は援助費として支給します）。

② 医療費（生活保護世帯のみ）

学校内の健康診断で治療の指示を受けた疾病（虫歯・結膜炎・中耳炎・慢性副鼻腔炎など）に限り、その医療費を援助します（治療が必要となる方には、「医療券」を交付しますので、各医療機関を受診してください）。

※ 準要保護世帯は、乳幼児等医療費受給者証・こども医療費受給者証で受診してください。



就学援助制度 Q & A

- Q** お金を借りることになるのですか？
- A** 就学援助制度は、貸付制度ではありませんので返済は不要です。
- Q** 子どもが特別支援学級に在籍していますが、就学援助を受けることは可能ですか？
- A** 認定条件を満たせば就学援助を受けることは可能です。ただし、特別支援教育就学奨励費との二重受給はできません。
- Q** 新入学学用品費の入学前支給を受けましたが、申請の必要はありますか？
- A** はい。就学援助を受けるためには、毎年の申請が必要です。
- Q** 就学援助費以外に免除になる費用はあるのですか？
- A** スポーツ振興センターの掛金並びに学童保育園の保育料が減免されます。



その他の支援

就学奨励費制度ってな～に？

～ 特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、
学校で必要な経費の一部を奨励費として支給する制度です ～



就学奨励制度とは？

教育の機会均等の観点から、特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して、経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする制度です。



どんな人が対象となるの？

福崎町立の小中学校に在籍し、次の要件のすべてを満たす方

- ・ 特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者
- ・ 前年中の家族全員の所得控除後の額の合計額が認定基準額以下の場合
- ・ 家族のうち、働いている方全員が所得を申告している。
(被扶養者・パート等含む)
- ・ 就学奨励認定のため、福崎町保有の住民基本台帳及び所得に関する情報の利用に同意している。(申請書への署名)

就学奨励の認定基準額（目安）

〈所得基準の参考例〉

家族構成 (小は小学生)	家族全員の所得控除後の 額の合計額（持家）	家族全員の所得控除後の 額の合計額（借家）
2人 (母・小)	356万円前後	468万円前後
3人 (父・母・小)	398万円前後	519万円前後
3人 (母・小2人)	494万円前後	615万円前後
4人 (父・母・小2人)	503万円前後	624万円前後

※国の生活保護基準額と連動しているため、認定基準額（目安）は変更される場合があります。

申請に必要なもの

- 特別支援教育就学奨励費交付申請書
- 所得証明書
(1月2日以降に福崎町に転入してこられた方)
- 口座振込申請書（初めて申請される方は、振込通帳の見開きページのコピーを添付してください。）



所得控除後の額 - 計算方法 -

家族内で収入がある方の給与所得の源泉徴収票、確定申告書から次のとおり金額を計算し、全員分を足して目安額を算出してください。

・ 源泉徴収票の場合

「給与所得控除後の金額」－「所得控除の額の合計額」

・ 確定申告書の場合

「所得金額等」－「所得から差し引かれる金額」

※ 源泉徴収票、確定申告書に記載された各控除の額は、所得税算出時の控除額です。

※ 就学奨励の認定には、住民税算出時の控除額で計算します。

※ 所得控除には、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、基礎控除等があります。

所得証明書類について

該当するすべての書類を添付してください。

① 1月1日現在、福崎町に住所があった方

所得に関する書類は不要です。ただし、自営業等の方で所得があるにもかかわらず申告をされていない場合は、申告のうえ、控え（コピー可）を提出してください。

② 1月1日現在、福崎町に住所がなかった方

(1月2日以降の転入者等)

- ・ 給与所得があった方 源泉徴収票（コピー可）
- ・ 事業所得があった方 所得税の確定申告の控え
(税務署で確定申告した際に発行されたもの)（コピー可）
- ・ 年金所得があった方 源泉徴収票（コピー可）
- ・ 所得がなかった方 1月1日現在の住所地の市町村で所得を申告し、その控えを提出してください（コピー可）。



就学奨励の申請先等

申請書は年度当初に学校から配布されます。それ以外の時期に申請される場合は、学校又は教育委員会にお問い合わせください。

- ① 申請書は、毎年提出していただく必要があります。
- ② 兄弟姉妹が同じ小学校、中学校に通学している場合は1枚で申請してください。兄弟姉妹が別々の小学校と中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。
- ③ 4月分からの援助を希望される方は、4月中に申請してください。所得証明書等の発行日の都合で提出が間に合わない場合には、申請書のみ期限内に提出し、後日、所得証明書等を提出してください。認定の場合は、基本的に年度当初からの認定になり、6月中旬以降に学校を通じてお知らせします。
- ④ 申請書類の提出後に、世帯構成の変更や収入が増額となる訂正・修正申告を行った場合は、必ず学校又は教育委員会へ連絡してください。
- ⑤ 申請書に虚偽の記載をして認定された場合、支給した奨励費は全額返還してもらうことになります。



就学奨励の内容について

学用品費、新入学学用品費等、それぞれ記載の奨励費を支給します(支給額は令和6年度の金額。毎年変更になる場合があります)。なお、特に注意書きのない金額は年額です。

支給時期については、年度当初に認定された方は、1年に3回(7月、12月、3月)支給します。年度途中認定・年度途中転出者については、認定月からの月割額を支給します。

(小学校支給費目と支給額)

支給費目	支給額
学用品費等	年額 5,820円
新入学学用品費	年額 25,555円
学校給食費	実費の半額
修学旅行費	実費の半額(支給限度額 10,790円)

(中学校支給費目と支給額)

支給費目	支給額
学用品費等	年額 11,370円
新入学学用品費	年額 30,490円
学校給食費	実費の半額
修学旅行費	実費の半額(支給限度額 28,860円)

※ 支給費目の「学用品費等」には、学用品費の他、通学用品費を含みます。

申請に関するお問い合わせ先

教育委員会 学校教育課 総務係 ☎ 0790-22-0560 (内線: 251・252)

